
ビジネスと法規制

シェア形態	主な関連法令
自動車（ライドシェア）	道路運送法 自動車損害賠償保障法 旅客自動車運送事業運輸規則
自動車（貨物運搬シェア）	貨物自動車運送事業法 自動車損害賠償保障法
自動車（カーシェア）	道路運送法 自動車損害賠償保障法 道路運送車両法
宿泊所（自宅の一部）	旅館業法 旅行業法
別荘	旅館業法 旅行業法
労働力	労働者派遣法
料理	食品衛生法
観光ガイド	通訳案内士法 道路運送法 旅行業法
資金	貸金業法

制度創設に当たっての背景

日本の現状

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用率が総じて低い。

背景・理由

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見・考えが浸透（40～50%）している。
「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えている。

課題

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度を向上させなければならない。

※『平成28年版情報通信白書』、PwC「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査 2017」の調査結果を参照

(単位：%)

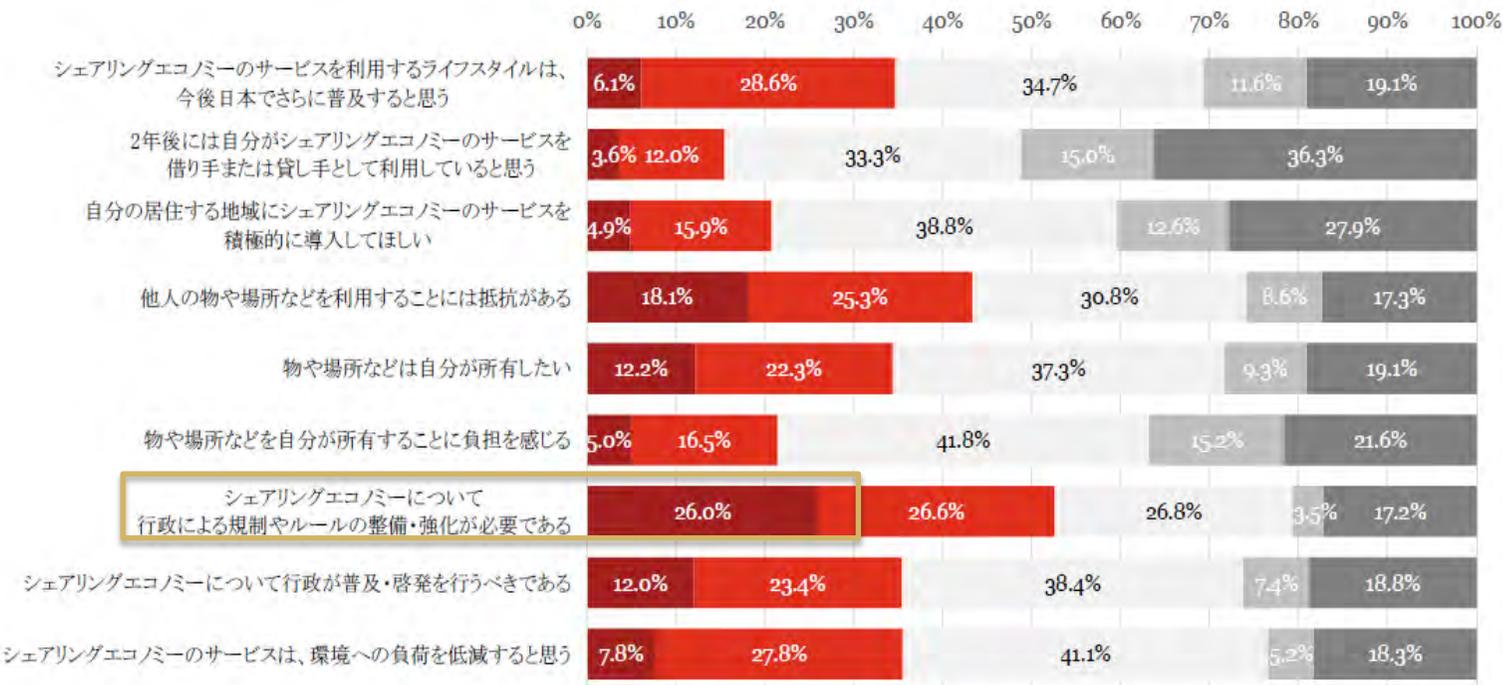
			企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから	利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから	事故やトラブル時の対応に不安があるから	サービスの内容や使い方がわかりにくそうだから	個人情報の事前登録などの手続きがわずらわしいから	この中にはない	n
民泊サービス	日本2015年	利用意向なし	23.2	9.2	61.1	20.2	30.7	-	1473
	日本2016年	利用意向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	680
		利用意向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	320
	米国2016年	利用意向なし	33.8	9.6	32.5	7.0	5.4	45.1	461
		利用意向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	539
	英国2016年	利用意向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	567
		利用意向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	433
	ドイツ2016年	利用意向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	567
		利用意向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	433
	韓国2016年	利用意向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	225
		利用意向あり	36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	775
中国2016年	利用意向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	164	
	利用意向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	836	
オーストラリア2016年	利用意向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	529	
	利用意向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	471	
インド2016年	利用意向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	167	
	利用意向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	833	
一般のドライバターの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス	日本2015年	利用意向なし	21.1	9.1	64.0	17.6	27.9	-	1543
	日本2016年	利用意向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	683
		利用意向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	317
	米国2016年	利用意向なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	477
		利用意向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	523
	英国2016年	利用意向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	584
		利用意向あり	25.2	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	416
	ドイツ2016年	利用意向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	623
		利用意向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	377
	韓国2016年	利用意向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	286
		利用意向あり	24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	714
中国2016年	利用意向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	142	
	利用意向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	858	
オーストラリア2016年	利用意向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	519	
	利用意向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	481	
インド2016年	利用意向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	153	
	利用意向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	847	

3-3 「シェアリングエコノミー」に関して感じる事(対象:全員)

半数以上が「行政による規制やルールの整備・強化が必要」と回答(「あてはまる」「ややあてはまる」の合計)。
 また、前出3-2では半数以上が「シェアリングエコノミーの影響を認識している」と回答した一方で、「2年後には自分がシェアリングエコノミーのサービスを利用していると思う」のは、計15.6%。

Q.「シェアリングエコノミー」について、ご自身が感じるお気持ちをお知らせください。

シェアリングエコノミーに関して感じる事(n=2,000)



シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書

－シェアリングエコノミー推進プログラム－

2016年11月

シェアリングエコノミー検討会議
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/shiearingu/chuukanhoukokusho.pdf

第3章

自主的ルールによるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

【基本理念】（※一部省略）

一億総活躍社会や地方創生等、**我が国が抱える課題の解決に積極的かつ継続的に寄与**することを大目標とし、シェアリングエコノミーに関わる提供者、利用者、シェア事業者等の**安全性及び信頼性を確保**し、もってシェアリングエコノミーに対する社会の信頼を拡大する。

【基本原則】

- ア. 安全であること
- イ. **信頼・信用を見える化**すること
- ウ. **責任分担の明確化**による価値共創
- エ. 持続可能性の向上

第3章

自主的ルールによるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

【サービス提供に関する自己評価の実施】

- ア. **生命・身体に危害を与える可能性評価**及び**構ずる対策**による
リスク低減効果の評価
- イ. **明らかな法令違反となる可能性評価**及び**講ずる対策**と明らか
に法令違反とならない**根拠の明確化**

【シェア事業者が遵守すべき事項】

- ア. 登録事項
- イ. 利用規約等
- ウ. サービスの質の誤解を減じる事前措置
- エ. 事後評価
- オ. トラブル防止及び相談窓口
- カ. 情報セキュリティ